

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、区役所窓口の混雑緩和として、
郵送申請や電話による納付相談にご協力ください。

※各区役所の電話番号については、裏面をご覧ください。

国民健康保険料の減免

①新型コロナウイルス感染症の影響による減免

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により、失業又は収入が減少した世帯等に対して、国民健康保険料の減免を実施します。

【対象世帯】

- (1) 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯
- (2) 主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）のいずれかが前年に比べて10分の3以上減少することが見込まれる世帯。
ただし、前年の合計所得金額が1,000万円以下、かつ、前年の「減少することが見込まれる事業収入等以外の所得」の合計額が400万円以下であること。

②その他の減免（災害・失業等）

上記①以外の減免として退職、倒産、廃業、休業や営業不振等にかかる減免、火災等の災害にかかる減免があります。

- ・ ①②の減免要件や必要な書類、申請書は大阪市ホームページに掲載しています。
大阪市ホームページにおいて【国保 減免】で検索してください。
- ・ インターネットをご利用できない場合は、区役所にお問い合わせください。
- ・ 減免は納期限までに申請が必要ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、申請が遅れた場合でも、原則、遡って適用します。

国民健康保険料の徴収猶予

災害その他の理由により、保険料を納付することが困難な場合は、徴収を6か月猶予できる制度があります。詳しくは区役所へお電話いただくか、大阪市ホームページでご確認ください。

(裏面もご覧ください。)

以下の申請につきましても郵送での申請を受け付けており、申請に必要な書類や申請書は大阪市ホームページに掲載しています。

大阪市ホームページにおいて【国保 郵送申請】で検索してください。

インターネットをご利用できない場合は、区役所にお問い合わせください。

- ・国民健康保険料徴収猶予の申請
- ・高額療養費、高額介護合算療養費の申請
- ・限度額適用認定証の申請
- ・特定疾病療養受療証等付属証の申請
- ・療養費、移送費、海外療養費の申請
- ・出産育児一時金、葬祭費の申請
- ・第三者行為求償の届出

名称	電話番号	FAX	名称	電話番号	FAX
北区役所	6313-XXXX	6362-3822	東淀川区役所	4809-XXXX	6327-1920
都島区役所	6882-XXXX	6352-4558	東成区役所	6977-XXXX	6972-2732
福島区役所	6464-XXXX	6462-2593	生野区役所	6715-XXXX	6717-1181
此花区役所	6466-XXXX	6462-0942	旭区役所	6957-XXXX	6952-3247
中央区役所	6267-XXXX	6264-8283	城東区役所	6930-XXXX	6932-0979
西区役所	6532-XXXX	6538-7317	鶴見区役所	6915-XXXX	6913-6235
港区役所	6576-XXXX	6576-9991	阿倍野区役所	6622-XXXX	6621-1412
大正区役所	4394-XXXX	6553-1981	住之江区役所	6682-XXXX	6686-2037
天王寺区役所	6774-XXXX	6772-4905	住吉区役所	6694-XXXX	6692-4423
浪速区役所	6647-XXXX	6633-8270	東住吉区役所	4399-XXXX	4399-9947
西淀川区役所	6478-XXXX	6478-9936	平野区役所	4302-XXXX	6700-0193
淀川区役所	6308-XXXX	6885-0534	西成区役所	6659-XXXX	6659-2245

※保険料の減免・納付相談・徴収猶予に関しては××××を『9946』、
それ以外の手続きに関するお問い合わせは『9956』にしてお電話ください。

※電話がつながりにくい場合がありますが、ご了承ください。

お手数をおかけいたしますが、時間をおいておかけ直してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯等の国民健康保険料減免の実施について

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に基づき、主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症により死亡等された世帯又は収入が10分の3以上減少した世帯に対して、国民健康保険料の減免を実施。

【国が全額を財政支援】

1 減免の対象世帯及び減免額

対象世帯

減免額

(1) 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯

全部

主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という)の減少が見込まれ、次の①から③のすべてに該当する世帯

【算定方法】

減少が見込まれる事業収入等に
係る前年の所得額

保険料額 ×

前年の世帯合計所得額

× 減免割合 (※)

(2) ① 事業収入等のいずれかの減少額（保険金等により補填されるべき金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること

② 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
③ 前年の「減少」が見込まれる事業収入等以外の所得の合計額が400万円以下であること

前年の所得金額	減免割合 (※)
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

事業等の廃止・失業の場合は、前年所得にかかわらず減免割合は「全部」

2 減免対象となる保険料

令和2年2月分から令和3年3月分まで

3 申請受付

6月中旬の「保険料決定通知書」に追加ピラを入れて周知し、各区で申請を受付（郵送での提出を依頼）

資料②

参 考

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免例

主たる生計維持者の事業収入等が10分の3以上減少した世帯に対する減免について

(具体例)

例1) 単身で前年事業収入が240万円(所得100万円)ある場合

年間収入見込みが120万円(令和2年4月事業収入10万円) → 5割収入減少

2年度保険料	179,849円
減免割合	全部(前年の合計所得金額が300万円以下)
減免額	$179,849円 = 179,849円 \times 100万円 / 100万円 \times 100\%$
減免後保険料	0円

例2) 例1の世帯に、世帯員の前年給与収入が120万円(所得55万円)ある場合

2年度保険料	255,436円
減免割合	全部
減免額	$164,798円 = 255,436円 \times 100万円 / 155万円 \times 100\%$
減免後保険料	90,638円

例3) 例1の世帯で、前年年金収入が170万円(所得50万円)ある場合

2年度保険料	198,675円(介護分保険料除く)
減免割合	全部
減免額	$132,450円 = 198,675円 \times 100万円 / 150万円 \times 100\%$
減免後保険料	66,225円

○ 留意点

- ・ 事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が対象であり、雑所得(公的年金等)、利子・配当所得、譲渡所得、一時所得等の減少は対象外。
- ・ 非自発的失業者(会社都合の離職)の方は、雇用保険の基本手当(失業給付)により一定の保障がされるため、本減免ではなく、従前からの前年中所得を3割として計算する国の軽減や、所得減少減免を適用。
- ・ 令和元年中所得が無い場合は、非該当(7割軽減は適用)。

(減免決定)

保険料の全額を減免できる場合は、現行システムでも減免決定が可能であるが、減免適用後も世帯の保険料が残る場合は期割保険料を変更して対応し、システム改修後に減免決定する(11月以降)。